



23区初!

災害時ペット管理ボランティアを募集!

と き	6月11日(水)から募集開始	受付場所	生活衛生課(練馬区豊玉北6-12-1)
-----	----------------	------	---------------------

練馬区では11日から、災害時のペット対策の中心を担う人材となる「災害時ペット管理ボランティア」を募集する。災害時のペット対策のためのボランティアを、区独自で募集するのは23区で初めての試み。

登録要件は、動物の飼育管理に知識や技能を持っていることなど4点。区民以外の方でも登録できる。活動内容は、災害時に避難拠点へ飼い主と一緒に避難してきたペットの管理など、災害時のペット対策のほか、平常時は実際に活動する避難拠点での会議や研修・訓練にも参加する。

区は、知識や経験を持つ「災害時ペット管理ボランティア」と平常時から連携して活動することで、災害時のペットをめぐるトラブルを減らして、より円滑な避難拠点の運営を目指していく。

【ボランティア募集の背景 ～これまでの区の取り組み～】

練馬区では災害時に避難が必要となった場合、ペットも同行して避難することにしており、区内99か所の避難拠点ではペットの受入れ体制の検討を進めている。

避難してきたペットは、連れてきた飼い主が責任をもって管理することが原則である。しかし、災害時の混乱の中では管理がうまくいかない可能性もあり、過去の事例では、ペットが原因で避難した住民とのトラブルも発生している。

このため区では、災害時、適切にペットの保護・管理などを行い、避難拠点で避難生活を送る区民の安全・安心を確保するため、本事業のようなペット対策をはじめ、災害時に備えて日頃からの準備やしつけの重要性を飼い主へ啓発する「犬のしつけ教室」などを行っている。

【募集概要】

(1) 募集人数・期間

人数は特に定めない。随時受付を行う。登録希望者は、事前に説明を受けてから申し込む。

(2) 登録要件(以下のすべての要件を満たすこと)

- ① 区と協働して活動する意欲のある、満18歳以上の者(練馬区民でなくても可)
- ② 動物の適正飼育についての知識・技能があること(例・獣医師、トリマー等)
または、動物の適正飼育についての経験などがあること
- ③ 動物を扱う上で健康上の問題がないこと
- ④ 活動場所への移動手段の確保、活動に要する費用等の自己負担ができること。

(3) 主な活動内容

- ① 避難拠点における、ペットを連れて避難した飼い主の登録
- ② ペットを連れてきた飼い主とともに、ペットの世話や清掃
- ③ 飼育できなくなったペットを收容するため区が設置する「(仮称)動物救護センター」における、施設の運営維持やペットの世話
- ④ 避難拠点での運営連絡会や、区主催の会議・訓練などへの参加